

〔第11条解説〕議員定数の定め方について、その根拠や考慮点等を明確化しています。

議員の定数は、人口、面積、財政力、事業課題といった多面的な視点を考慮して定めるべきとしています。

議会を構成する議員の定数を増やしたり減らしたりすることは、議会の機能・役割を左右することになりますし、市民の意見を十分に吸収し、その代表性を確保しながら、少数意見の排除を避けることなど、配慮すべき点が多くあります。

議会の審議能力と市民の意見を適正に反映させることは、議会の責務を果たすための基本となるものです。

そこで、この定数を変更する際には、法令やこの条例で定める議会の活動を推進し、議会の備えるべき機能を確保することを基本とし、市政の現状と課題、将来の予測と展望等を十分に考慮して行うことを明記しています。

(会派)

第12条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした理念を共有する議員で会派を結成することができる。

2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努めるものとする。

〔第12条解説〕議会運営上の「会派」の定義を明確化したものです。

比較的規模が大きく、また、委員会制度を中心に運営される議会においては、政策・理念を共有する集団として構成された「会派」同士の議論が、円滑な議会運営に資する性質を持っています。

第1項では、会派を「理念を共有する議員」と位置付けるとともに、議員が会派を結成することができることを定めています。第2項では、各会派が議会活動について相互に議論を行い、「政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努める」と定めています。

ここで示される会派とは、政策・理念の共有組織としての会派ですので、第25条の政務調査費の交付対象としての「会派」の定義とは異なるところがあります。

(議会運営と合意形成)

第13条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の討議を尽くすよう民主的かつ効率的に運営されなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案、請願等に関して審議し結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

〔第13条解説〕 第1項では、議会は討論の場であるとの原則から、議員相互が民主的・効率的に自由討議を行なながら議会運営を行うことを定めています。

また、第2項では、本会議や委員会において、議案や請願等に関し、審議結果を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めることを定めています。

(専門的知見の活用)

第14条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による、議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を活用して、その結果を討議に反映させるよう努めるものとする。

〔第14条解説〕本市の事務は多岐にわたっており、また、専門性の高いものが少なくありません。

そのため、学識経験者等の専門的な知識を有する人に、議案や本市の事務に関する調査を積極的に依頼し、その調査結果を議案の審査や議会が行う討議に反映するように努めることを定めています。

(委員会の活動)

第15条 委員会は、審査、調査等に当たり、資料等を積極的に市民に公開し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 常任委員会は、所管事務調査を積極的に行い、市長等の行政運営に関する監視・評価及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。

〔第15条解説〕 第1項では、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の審議や調査研究の過程で、その運営について、市民との情報共有の観点からも、公正・透明性を心がけ、市民に分かりやすい議論に努めることを規定しています。

第2項では、特に常任委員会の活動について、所管事務調査を積極的に行うことで、それぞれが所管する部局の課題を的確に把握し、市長等の行政運営に関する監視・評価や、政策提言等に反映させるように努めることを規定しています。